

〔記入例〕

字 削除
字 加入

農地法第5条第1項の規定による許可申請書											
青森県知事 三 村 申 吾 殿							令和〇〇年〇〇月〇〇日				
申請者	申請者住所				職業	氏名					
譲受人	三戸郡南部町大字苫米地字〇〇字×番地				農業	南部 三郎					
譲渡人	三戸郡南部町大字福田字〇〇字×番地				農業	福地 良一					
下記のとおり転用のため農地（ 採草放牧地 ）の権利を 設定 （移転）したいので、農地法第5条第1項の規定により許可を申請します。											
1. 許可を受けようとする土地の所在等											
(市町村名) 南 部 町		地 目		面積	利用 状 況	10 a 当たり 普通収穫高	耕作者氏名	市街化調整区域、 その他の区域の別			
大字	字	地 番	登記簿							現況	
〇〇〇	△△△	××-×	畑	畑	500 m ²	野菜	kg	福地良一			
計		500	m ²	(田	m ² ・畑	500	m ² ・採草放牧地	m ²)			
2. 転用計画											
(1) 転用の目的	用 途		事由の詳細								
	住宅建築		住宅を新築し、借家住まいを解消する。								
(2) 事業の操業 期間又は施設の 利用期間	令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 から 永久 年間										
(3) 転用の時期 及び転用の目的 に係る事業 又は施設の概要	工事計画		第1期 (着工〇〇年〇〇月〇〇 日から〇〇年〇〇月〇〇日まで)			第2期 (着工 年月 日から 年月 日まで)			合 計		
			名称	棟数	建築 面積	所要 面積	棟数	建築 面積	所要 面積	棟数	建築 面積
	土地造成	/	/	/	500 m ²	/	/	m ²	/	/	500 m ²
	建築物	住宅・ 物置	2	m ² 130			m ²		2	m ² 130	
	小 計	/									
	工 作 物	/									
	小 計	/									
計		2	130	500				2	130	500	
3. 契約の内容											
権利の種類	権利の設定、移転の別			権利の設定 移転の時期		権利の存続期間		その他			
所有権	設定 (移転)			許可次第		永久		売買			

字 削除
字 加入

4. 資金調達についての計画
自己資金〇〇〇万円、銀行借入〇〇〇万円
5. 転用することによって生ずる付近の農地、作物、家畜等の被害防除施設の概要
汚水及び排水は合併浄化槽で浄化後、浸透槽で処理します。 また、周囲の農地に被害を及ぼさないよう十分注意します。
6. その他参考となるべき事項
<input type="checkbox"/> 都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条の建築許可を要しないものである。 法第29条第 号 該当 法第43条第1項第 号 該当
<input type="checkbox"/> 都市計画法第29条の開発許可を要するものである。 法第34条第 号 該当
記載注意 (1)氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。 (2)関係者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の名称をそれぞれ記載する。 (3)「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄は、工事計画が長期にわたる場合等で、工事期間が区分できるときは工事計画を期別に記載する。

指 令 第 号
農地法第5条第1項の規定により次のとおり条件を付して許可します。
令和 年 月 日
青森県知事 三 村 申 吾
許 可 の 条 件
1. 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。 2. 事業完了後はその旨速やかに報告すること。
[教 示] この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に青森県知事に対して行政不服審査法による異議申立てをすることができます。 処分の取消しの訴えは、この処分についての異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となります。）、提起することができます。 なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができませんが、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
注 意 事 項 申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第51条第1項の規定によりその許可を取り消し、条件を変更、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期間を定めて原状回復の措置等を講ずべきことを命ずることがあります。